

第二百四回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第 八 号

令和三年三月三十一日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 左藤 章君
理事 青山 周平君
理事 小淵 優子君
理事 原田 憲治君
理事 牧 義夫君
理事 安藤 裕君
上杉謙太郎君
大串 正樹君
櫻田 義孝君
柴山 昌彦君
中村 裕之君
福井 照君
古田 圭一君
村井 英樹君
吉良 州司君
寺田 学君
谷田川 元君
吉川 元君
伊佐 進一君
畑野 君枝君
白須賀貴樹君

中川 正春君
古屋 範子君
伊佐 進一君
長尾 秀樹君
補欠選任
佐々木 紀君
白石 洋一君
下条 みつ君
長尾 秀樹君
中川 正春君
伊佐 進一君
古屋 範子君

同日

三月三十一日
GIGAスクール構想への継続的な財政支援に
関する陳情書(岐阜市今沢町一八 大野一生)
(第七〇号)

原子力損害賠償請求権の消滅時効期間の延長等
に関する立法措置の検討を早期に開始すること
等を求めることに関する陳情書(福島市山下町
四の二四 横裕康)(第七一号)

同日

新しい生活様式を踏まえた少人数学級編制の実
現を求める意見書(大阪府豊中市議会)(第一四
二〇号)

安全・安心で、行き届いた教育につながる三十
人学級の早期実現を求める意見書(山形県米沢
市議会)(第一四二二号)

安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につな
がる三十人学級の実現を求める意見書(山形県南
陽市議会)(第一四二二号)

学校給食費の無償化を国に求める意見書(青森
市議会)(第一四二三号)

学校給食の無償化をもとめる意見書(青森県
蓬田村議会)(第一四二四号)

学校給食の無償化をもとめる意見書(青森県
藤崎町議会)(第一四二五号)

学校給食の無償化をもとめる意見書(青森県
六戸町議会)(第一四二六号)

家庭教育支援法の制定を求める意見書(長崎
県佐世保市議会)(第一四二七号)

三十五人学級編制に伴う教職員定数改善を求め
る意見書(静岡県議会)(第一四二八号)

三十五人学級編制に伴う教育環境整備に関する
意見書(熊本県合志市議会)(第一四二九号)

三十五人学級編制に伴う教育環境整備に関する
意見書(熊本県菊陽町議会)(第一四三〇号)

私学助成の充実強化を求める意見書(静岡県議
会)(第一四三一号)

小中全体で三十人学級を早く実施することを求
める意見書(北海道石狩市議会)(第一四三二号)

少人数学級の推進を求める意見書(北海道函館
市議会)(第一四三三号)

大学等における新年度の授業の実施に関する意
見書(和歌山県議会)(第一四三四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提
出第二〇号)

○左藤委員長 これより会議を開きます。
この際、萩生田文部科学大臣から発言を求めら
れておりますので、これを許します。萩生田文部
科学大臣。

○萩生田国務大臣 提案理由の御説明に先立ちま
して、文部科学省提出法案の参考資料において記
載の誤りがあったことについて、まずもっておわ
びを申し上げ、御報告をしたいと思います。

現在御審議いただいている法案を含め、文部科
学省提出の五法案につきまして、条文以外の参考
資料において、誤記、脱字や省略してあるかどう
かが不明瞭な記載など、数多くの不適切な記載が

ありました。国会提出後にこのような誤りが発見
される事態になったことは大変遺憾です。事務方
に対して、私から原因究明と再発防止の検討を指
示いたしました。今後、マニュアルの再整備のほ
か、読み合わせによる誤りチェックなどの取組を
徹底してまいります。

なお、現時点では、参考資料に対する意識の希
薄やマニュアルの不備などが原因の一つと考えら
れますが、今後、政府全体で再発防止に向けた取
組を進める中で、原因を究明しつつ、有効な対策
を検討していきたいと思っております。

左藤委員長を始め委員の先生方の御理解をいた
だいて、法案を御審議いただけることに深く感謝
いたします。

○左藤委員長 内閣提出、文化財保護法の一部を
改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。萩生田文部科学
大臣。

文化財保護法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○萩生田国務大臣 この度、政府から提出いたし
ました文化財保護法の一部を改正する法律案につ
いて、その提案理由及び内容の概要を御説明申し
上げます。

近年、ユネスコ無形文化遺産保護条約が発効
し、また、文化芸術基本法において食文化を含む
生活文化について明記されるなど、無形文化財や
無形の民俗文化財の保存、活用に対する認識が高
まっております。一方で、過疎化や少子高齢化の急速な
進行により、これらの文化財の継承の担い手不足
が顕在化しており、無形の文化財に対して幅広く

委員の異動
三月三十一日
補欠選任
佐々木 紀君
白石 洋一君

保護の網をかけていく必要性が大きくなっており
ます。

また、近年、地域社会総がかりで文化財の保護
に取り組むのかけ声の下、各地域における未指
定を含めた文化財の把握が進んできており、こ
うした多様な文化財の保護を図るため、地域の実態
に合わせた適切な保存、活用の仕組みの整備が求
められております。

この法律案は、このような観点から、無形文化
財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するこ
とにも、地方公共団体による文化財の登録制度等
について定めるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明
申し上げます。

第一に、文部科学大臣は、重要無形文化財以外
の無形文化財のうち、その文化財としての価値に
鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とさ
れるものを文化財登録原簿に登録することができ
るとするとともに、当該登録をされた無形文化財
の保存及び公開に関する指導又は助言やそれらに
要する経費の補助、登録無形文化財保存活用計画
の認定等について定めることとしております。ま
た、無形の民俗文化財について、無形文化財と同
様の登録制度を定めることとしております。

第二に、地方公共団体は、条例の定めるところ
により、重要文化財等以外の文化財で当該地方公
共団体の区域に存するものうち、その文化財と
しての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が
特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化
財に関する登録簿に登録することができることと
しております。また、当該登録をした文化財であ
つて、国の文化財登録原簿に登録されることが
適当であると思料するものについて、文部科学大
臣に対して、国の文化財登録原簿に登録するよう
提案することができることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして
おります。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますようお願いいたします。

○左藤委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 無形文化財(第七十一条―第七
十一条)」を

「第四章 無形文化財

第一節 重要無形文化財(第七十一
七条)」を

第二節 登録無形文化財(第七十六
三条) 重要無形文化財及び登録

無形文化財以外の無形文化財(第七十七条)に改
める。

第二条第三項中「第五百五十三条第一項第七号及
び第八号」を「第五百五十三条第一項第十号及び第十
一号」に改める。

第五十七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改
め、同条第二項ただし書中「有形文化財が」の下に
「第八十二条の二第一項若しくは」を加える。

第七十条の見出しを削る。

第四章中第七十一条の前に次の節名を付する。

第一節 重要無形文化財

第七十一条第三項中「指定の下に」及び前項の
規定による認定を加え、「認定しようとする」を
「認定する」に改め、同条第四項中「として認定す
る」を「として第二項の規定による認定をする」
に、「を」を保持者又は保持団体として追加認定する
」を「として追加して当該認定をする」に改め、同
条第五項を削る。

第七十四条第一項及び第七十六条の二第一項中
「この章」を「この節」に改める。
第七十六条の六の次に次の一節及び節名を加え
る。

第二節 登録無形文化財
(無形文化財の登録)

第七十六条の七 文部科学大臣は、重要無形文化
財以外の無形文化財(第八十二条第二項に規
定する指定を地方公共団体が行っているものを
除く)のうち、その文化財としての価値に鑑み
保存及び活用のための措置が特に必要とされる
ものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二
項及び第三項の規定を準用する。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による登録を
するに当たっては、当該登録をする無形文化財
の保持者又は保持団体を認定しなければなら
ない。

4 第一項の規定による登録及び前項の規定によ
る認定は、その旨を官報で告示するとともに、
当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団
体として認定するもの(保持団体にあつては、
その代表者)に通知してする。

5 文部科学大臣は、第一項の規定による登録を
した後においても、当該登録をされた無形文化
財(以下「登録無形文化財」という。)の保持者又
は保持団体として第三項の規定による認定をす
るに足りるものがあると認めるときは、そのも
のについて追加して当該認定をすることができる。

(登録無形文化財の登録の抹消等)

第七十六条の八 文部科学大臣は、登録無形文化
財について、第七十一条第一項の規定により重
要無形文化財に指定したときは、その登録を抹
消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録無形文化財について、
第八十二条第二項に規定する指定を地方公共
団体が行つたときは、その登録を抹消するもの

とする。ただし、当該登録無形文化財につい
て、その保存及び活用のための措置を講ずる必
要があり、かつ、その保持者又は保持団体の同
意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録無形文化財についてそ
の保存及び活用のための措置を講ずる必要がな
くなつた場合その他特殊の事由があるときは、
その登録を抹消することができる。

4 保持者が心身の故障のため保持者として適当
でなくなつたと認められる場合、保持団体がそ
の構成員の異動のため保持団体として適当でな
くなつたと認められる場合その他特殊の事由が
あるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持
団体の認定を解除することができる。

5 第一項から第三項までの規定による登録の抹
消又は前項の規定による認定の解除は、その旨
を官報で告示するとともに、当該登録無形文化
財の保持者又は保持団体の代表者に通知してす
る。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散
したとき消滅したときを含む。以下この項及
び次条において同じ。は、当該保持者又は保持
団体の認定は解除されたものとし、保持者の全
てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散
したときは、登録無形文化財の登録は抹消され
たものとする。この場合には、文部科学大臣
は、その旨を官報で告示しなければならない。
(保持者の氏名変更等)

第七十六条の九 保持者が氏名若しくは住所を
変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令
で定める事由があるときは、保持者又はその相
続人は、文部科学省令で定める事項を記載した
書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の
死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた
日)から二十日以内に文化庁長官に届け出なけ
ればならない。保持団体が名称、事務所のある
地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生
じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が
解散した場合にあつては、代表者であつた者

について、同様とする。

(登録無形文化財の保存)

第七十六条の十 文化庁長官は、登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(以下この節において「保持者等」という。)に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(登録無形文化財の公開)

第七十六条の十一 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関して、登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

2 登録無形文化財の保持者又は保持団体が登録無形文化財を公開する場合には第五十一条第七項の規定を、登録無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には第七十五条第三項の規定を準用する。

(登録無形文化財の保存に関する指導又は助言)

第七十六条の十二 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等に対し、登録無形文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができる。(登録無形文化財保存活用計画の認定)

第七十六条の十三 登録無形文化財の保持者等は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形文化財の保存及び活用に関する計画(以下この節及び第五十三條第二項第九号において「登録無形文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録無形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録無形文化財の名称及び保持者又は保持団体

二 当該登録無形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録無形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録無形文化財保存活用計画の実施が当該登録無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切であること。

4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の変更)

第七十六条の十四 前条第三項の認定を受けた登録無形文化財の保持者等は、当該認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

(認定登録無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第七十六条の十五 文化庁長官は、第七十六条の十三第三項の認定を受けた登録無形文化財の保持者等に対し、当該認定(前条第一項の変更の

認定を含む。次条及び第百五十三条第二項第九号において同じ。)を受けた登録無形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第七十六条の十七において「認定登録無形文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第七十六条の十六 文化庁長官は、認定登録無形文化財保存活用計画が第七十六条の十三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(保持者等への指導又は助言)

第七十六条の十七 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録無形文化財の保持者等の求めに応じ、登録無形文化財保存活用計画の作成及び認定登録無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等の求めに応じ、登録無形文化財保存活用計画の作成及び認定登録無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

第三節 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財

第七十七条の見出しを削り、同条第一項中「重要無形文化財」の下に「及び登録無形文化財」を加える。

第八十五条の三中「第百五十三条第二項第十二号」を「第百五十三条第二項第十三号」に改める。

第九十条の四の次に次の七条を加える。
(無形の民俗文化財の登録)

第九十条の五 文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つていないものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項並びに第七十八条第三項の規定を準用する。

(登録無形民俗文化財の登録の抹消)

第九十条の六 文部科学大臣は、前条第一項の規定により登録された無形の民俗文化財(以下「登録無形民俗文化財」という。)について、第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録無形民俗文化財について、第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形民俗文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前三項の規定による登録の抹消は、その旨を官報に告示してする。

(登録無形民俗文化財の保存)

第九十条の七 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(第九十条の九及び第九十条の十第一項において「保存

地方公共団体等」という。)に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(登録無形民俗文化財の記録の公開)

第九十条の八 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

2 登録無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定を準用する。

(登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言)

第九十条の九 文化庁長官は、保存地方公共団体等に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(登録無形民俗文化財保存活用計画の認定)

第九十条の十 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下この章及び第五十三条第二項第十六号において「登録無形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録無形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録無形民俗文化財の名称
- 二 当該登録無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録無形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録無形民俗文化財保存活用計画の実施が当該登録無形民俗文化財の保存及び活用

に寄与するものであると認められること。
二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(準用)

第九十条の十一 登録無形民俗文化財保存活用計画については、第七十六条の十四から第七十六条の十七までの規定を準用する。この場合において、第七十六条の十四第一項中「前条第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、同条第二項中「前条第三項及び第四項」とあるのは「第九十条の十第三項及び第四項」と、第七十六条の十五中「第七十六条の十三第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、第七十六条の十六第一項中「第七十六条の十三第三項各号」とあるのは「第九十条の十第三項各号」と読み替えるものとする。

第九十一条(見出しを含む)中「重要無形民俗文化財」の下に「及び登録無形民俗文化財」を加える。

第二百二十九条の四中「第二百五十二条第二項第二十三号」を「第二百五十二条第二項第二十五号」に改める。

第二百三十三条の三中「第二百五十二条第二項第二十四号」を「第二百五十二条第二項第二十六号」に改める。

第四百四十七条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。
第五百五十三条第一項中第十三号を第十六号とし、第七号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を

加える。

九 登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第九十条の六第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)

第五十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第七十六条の八第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)

六 登録無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

第五十三条第二項中第二十七号を第二十九号とし、第十六号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「重要無形民俗文化財」の下に「及び登録無形民俗文化財」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十条の十第三項の認定(第九十条の十一において準用する第七十六条の十四第一項の変更の認定を含む。)

第五十三条第二項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「重要無形民俗文化財」の下に「及び登録無形民俗文化財」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 登録無形民俗文化財保存活用計画の第七十六条の十三第三項の認定

第八十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの(前項に規定する指定を行つていないものを除く。)のうち、その文化財として

の価値に鑑み保存及び活用するための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

第八十二条の次に次の一条を加える。
(第八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案)

第八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。)は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第九十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第九十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。
第八十三条の五の見出しを「(認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案)」に改め、同条第一項及び第三項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。
第八十四条第一項第一号中「第七十四条第二項」の下に、「第七十六条の十第二項」を、「第八十七条第二項」の下に、「第九十条の七第二項」を加える。

第九十二條の六第二項中「第九十條第一項を」第七十六條の七第一項、第九十條第一項、第九十條の五第一項に改める。

第二百二條第五号中「第二百二十九條の五を」第七十六條の十五（第九十條の十一）において準用する場合を含む）、第二百二十九條の五に改める。

第二百三條第二号中「第七十三條の下に」第七十六條の九を加える。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十七條第二項ただし書の改正規定、第八十二條の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五條第五項中「同じ。」の下に「又は登録無形文化財（同法第七十六條の七第五項に規定する登録無形文化財をいう。第十二條第一項において同じ。）を、」第七十一條第二項の下に「又は第七十六條の七第三項を加える。

第十二條第一項中「重要無形文化財又は」を「重要無形文化財、登録無形文化財」に改め、「をいう。」の下に「又は登録無形民俗文化財（同法第九十條の六第一項に規定する登録無形民俗文化財をいう。）を加える。

（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の一部改正）

3 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項及び第三項中「第九十條第一項を」第七十六條の七第一項、第九十條第一項、第九十條の五第一項に改める。

理由

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年五月十一日印刷

令和三年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A